

～ 安全帯の規格改正について ～

■ 2022年1月2日から！！ 現行品の着用不可に！！！！

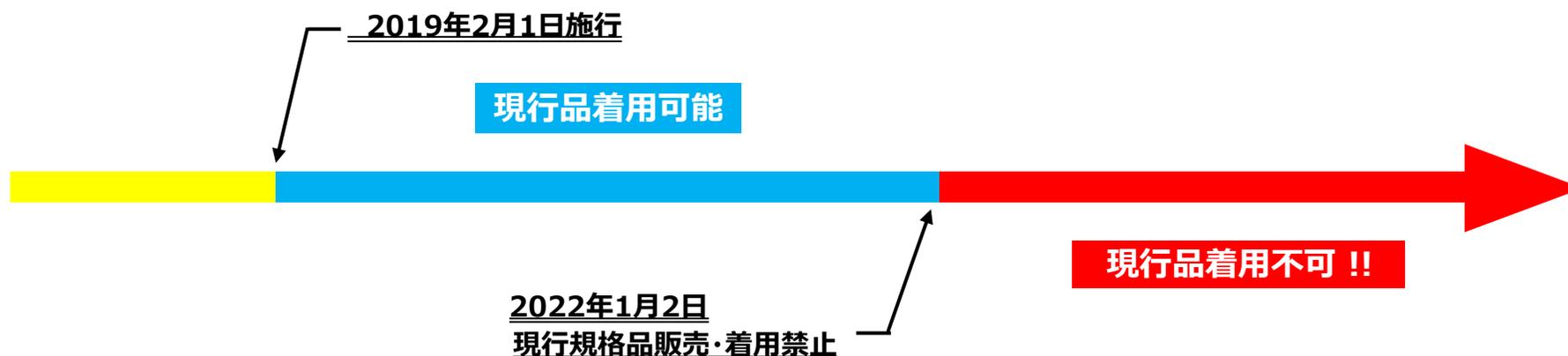
労働安全衛生法改正により、平成31年（2019年）2月1日から安全帯の規格が変更となり、フルハーネス型安全帯が義務化されました。（およそ3年間の準備期間あり）

高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合であって足場を組み立てる等の措置が困難な場合等に使用される安全帯について、名称、使用制限及び構造等を全面的に改めることにより、その安全性の向上を図る。

従来の安全帯は令和4年（2022年）1月2日から全面禁止

およそ3年間の準備期間がありましたが、

2022年1月2日以降は6.75m以上の高さ(建設業は5m)で作業する場合、必ずハーネス安全帯を着用しなければなりません。



※ 新規格の胴ベルト型（一本つり）は「6.75m以下」という基準で製造されるため、6.75m以上の高さでは使用できません。

① 名称が『安全带』から『墜落制止用器具』に変更。

旧規格 : 製品タグ (ラベル) に「安全带の規格」適合品 と記入があります。

新規格 : 製品タグ (ラベル) に「墜落制止用器具の規格」適合品 と記入があります。



安全带		墜落制止用器具
胴ベルト型 (一本つり)	○	胴ベルト型 (一本つり)
胴ベルト型 (U字つり)	×	×
ハーネス型 (一本つり)	○	ハーネス型 (一本つり)

U字つり : (右上参照)
ランヤードを構造物に回して、フックを胴ベルトに掛ける使用方法。
※ 墜落を制止する機能がないことから「墜落制止用器具」に含まれません。

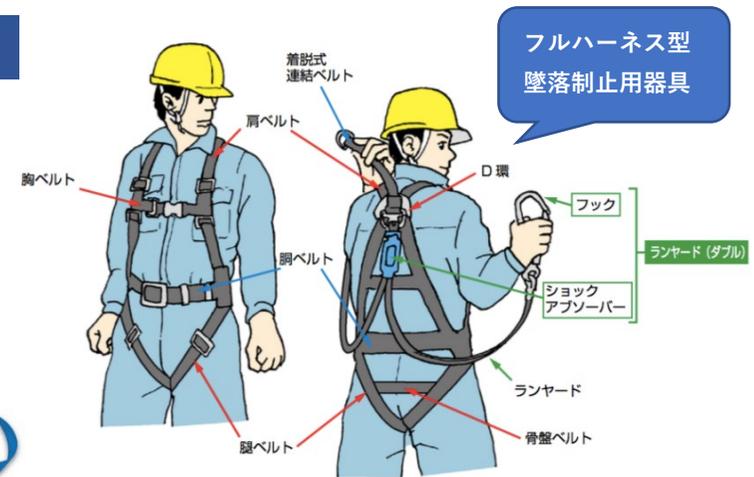
② 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を原則使用。

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合 (高さが6.75m以下) は「胴ベルト型 (一本つり)」を使用できます。

※ フルハーネス型は胴ベルト型に比べ、落下距離が比較的長く、約4mの高さから墜落すると地面に衝突する恐れがあるそう。

名三の作業では「胴ベルト型 (一本つり)」が主流となります。

※ 建設業では5m以下の低所作業において、新規格の胴ベルト型の使用が認められています。



③ 「安全衛生特別教育」が必要。



以下の業務を行う労働者は、特別教育 (学科4.5時間、実技1.5時間) を受けなければなりません。

＞ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務

【改正の背景】

高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されているそうです。

国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため検討会を実施し、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。

【特別教育について】 … 特別教育では（学科4.5時間、実技1.5時間）を受講する必要があります。

※ フルハーネス型墜落制止用器具の使用に関して、十分な知識と経験を有すると認められる者は一部の科目を省略する事ができる。（条件省略）

学科科目	範囲	時間
I 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法	1時間
	②作業に用いる設備の点検及び整備の方法	
	③作業の方法	
II 墜落制止用器具 (フルハーネス型のものに限る。 以下同じ。)に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造	2時間
	②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法	
	③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法	
	④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	
	⑤墜落制止用器具の関連器具の使用の方法	
III 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置	1時間
	②落下物による危険防止のための措置	
	③感電防止のための措置	
	④保護帽の使用方法及び保守点検の方法	
	⑤事故発生時の措置	
	⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

学科科目	範囲	時間
V 墜落制止用器具の使用等方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法	1.5時間
	②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法	
	③墜落による労働災害防止のための措置	
	④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は5 mを超える箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。（85kg用又は100kg用。特注品を除く。）

※ 通常のもは**装備含め85kgまで**の作業者を想定して作られています。
85kg以上となる場合は、対応したものを使用しましょう。



要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選定

腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定します。
鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。

（両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します）

